

# 山梨県中巨摩郡昭和町議会

## 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

政府の地方分権推進に向けた取り組みの中で、当議会でも議会改革の一環として平成22年9月に「議会基本条例」を制定後、4年が経過した。時代と共に町民の要望や期待は膨らむ中、地方議会としての在り方や権限の心得を再確認するため、平成26年12月定例会において議員提出議案として条例改正を行う。従来の活動に留まることなく、自己、また議会全体の更なる資質向上を図る決意も込めた改正である。

### ○政策づくりに反映

山梨学院大学との提携(平成21年度～)による研修会及びワークショップは毎年開催され、進化している。大学教授からの講義(8回/年)では、専門的な知識を学び、議員の資質向上につながっている。ワークショップ(1回/年)は、学生から新鮮且つ斬新な政策提案をいただき、議員と意見交換を行っている。フレッシュな政策案に議員も毎年刺激を受けている。平成25年11月には「町民参加型政策提案学習会」と称し、大学生のみでなく、町組織役員、各区(自治会)の役員(区長、土木委員、環境委員、農業委員、民生委員。愛育会、体育協会、交通安全協会、消防団、食生活改善委員、障がい者団体)の代表を交え、意見交換を行った。これらの提案は一般質問に反映している。

また、事績2で述べている当議会特有の「井戸端会議」(12回/12区/年)でいただく住民からの意見や要望は、当局の回答も含めた中で報告書として開催区へ提出している。中には、一般質問(政策提言)として町に問いただしている。

そして議員と区長会との意見交換会(1回/年)では、区を代表する区長から要望や意見を伺い、また議会としても話題になっている事項等を発表している。井戸端会議とは少し違い、地域が直面している問題等を伺い、行政へ進言するなど、迅速に対応している。

### ◇ワークショップを基に実現したもの

- ・議会基本条例
- ・議会災害対策本部設置要綱
- ・一問一答方式
- ・公共施設の太陽光発電設置…等、その他

### ◇井戸端会議を基に実現したもの

- ・地元小学校の校庭の一部芝生化
- ・地区公会堂建設補助金制度の見直し…等、その他

#### ○監視機能

議会の機能として議事機関と監視機関としての機能を担っているが、地方分権時代において、これらの機能充実・強化が求められている。

本町においては、会議に代表監査委員より意見書が提出され、決算審査特別委員会において費用対効果や成果等の事業評価について審査及び質疑を行い、問題点、改善点を整理し認定している。これらの決算審査結果について、町当局に対し翌年度の予算審議に反映していただくよう要望している。また、町民への報告手段としては、町HPに掲載、さらに各地区に出向いて開催している井戸端会議において議会報告の中で町民に報告している。

また、会議がない月（8回／年）は議員全員を議長が招集し、共通認識を持つため議員協議会を開催している。各種委員会等の長がそれぞれの活動を報告し、様々な諸問題等を協議検討する中、監査面においても、時には担当課長に出席を依頼し、詳細説明を聞く中で問題解決に努めている。

## 2 住民に開かれた議会

#### ○井戸端会議

昭和町議会改革の指針である「学ぶ議会」「行動する議会」「改革・変革する議会」このトライアングル3本柱の中で、住民と直接関わる住民に開かれた議会を目指す「行動する議会」の一環のもの。具体的な活動は、平成20年2月に議員がいない区に出向き、議会報告(通称:井戸端会議)をしたことに始まる。平成21年度から全12区に出向き井戸端会議を行っている。議員は常に住民との対話に努め、住民の悩みと声を聞き、議論を重ね、調査研究を進め、住民福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指し、区長会との提携事業として続けている。今年度で6年目となり、いただいたご意見や要望等は報告書にまとめ、各区へ提出している。

#### ○区長会との座談会

町民の先頭に立って活躍されている各区長との意見交換も、平成19年度から毎年開催している。区長からの意見・要望等は議会だよりで紹介し、一般質問にも反映している。

#### ○議会だより

議会広報誌「議会だより しょうわ」は「わかりやすく、親しみやすく」をモットーに紙面づくりに力を入れている。平成23年度全国広報コンクールにおいて最優秀賞に選ばれたことを機に視察受入も多くいただいている。今に留

まらず、充実した、一人でも多く読んでいただけるような広報を目指し、更なる広報改革を進めている。

#### ○議会モニター

平成24年度に県内初の議会モニター制度を実施。町在住者の若者6名を選出し、町定例会・委員会への傍聴や議会全体に対する意見提出等を職務としている。地域の代表としての身近で率直な若さあふれる意見等に対し、議会も向き合い、解決へと導く努力をしている。議会モニターは議会と他町民、特に若い世代の架け橋のような存在であり、町民との距離を縮め、開かれた議会につながっている。

### 3 地域振興のために特別な取り組みをした議会

平成21年度より開催している「井戸端会議」では自治会12地区を3常任委員会が4地区毎受け持ち、議会報告をはじめ、町民の悩みや要望の声を伺っている。①その場で回答できるもの②一度持ち帰り、当局に確認するもの③一般質問など、町政を仰ぐものに分け、会議に臨んでいる。井戸端会議での意見等は住民の真の声。一つひとつ問題を解消するため、現場視察に出向くなど、各委員会で調査研究を行う中、報告書として区へ提出し、区は、各組ごとに回覧版として区民全員に報告されている。(町HPには概要を掲載)

井戸端会議に出た意見を基に実現したこと

①地元小学校校庭の一部芝生化…等

#### ○交通安全運動街頭指導

町及び地元交通安全協会との交通安全運動街頭指導を行っている。(4回/年)道路に並び、運転手たちに交通マナーを呼びかけ、安全運転の指導に協力している。

#### ○昭和町議会災害対策本部設置要綱 (災害時議員行動マニュアル)制定

平成24年3月に制定する。町において地震等の災害が発生したときに、町災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援すると共に議員自ら迅速且つ、適正な対応を図る中での議員の対応、所掌事務等を定めたもの。また、これに準じて制定以降、毎年防災の日に合わせて議員防災訓練を行っている。地震災害や水害等を想定し、各地域で被害の起こり得る現場を調査巡回し、報告書にまとめ当局に進言している。(議会だよりにて特集記事として掲載)こうした訓練を重ねることで議会としても行政側と連携を図る中で、組織を固め、町民の救援に務める体制を整えている。

#### ○迅速な情報伝達

平成26年度より、議員携帯電話等への一斉メール送信を実施。災害時、緊

急時等の確実な情報発信、及び迅速な対応伝達を行っている。また、ペーパーレス化等を加味した SNS を利用することで、議会活動及び事務局としての事務の効率化を図っている。各議員の事務局 2 名に対する理解もあり、協力体制が整っている。